

寸より内。付、色ざやの事。

一、辻立・辻うた・辻尺八之事。

一、下々ほうからげ、井あみがさとちき申事。

一、下々つれだち立ならび、道をせばめ相通事。

一、下ひげ・大なでつけ、惣別かぶきたるていの事。

一、町屋并下屋敷何方によらず、諸勝負・をどり其外みだりなるあそびの事。

一、花火・ねづみ火・りうせい・車火の事。

一、辻すまひの事。

一、火をともしず夜行の事。

一、夜中女をかたらひありき、猥なる仕合之事。

一、さんおきの事。

一、出合屋の事。

一、町中屋敷によらず人集高聲の事。

一、なが刀の事。

一、諸寺夜談義之事。

右之條敷之外、相改可然儀は、以御相談之旨可有裁許候。かぶきもの其外相背御法度候者被相改候砌、對奉行衆非義

働於在之は、當座に成敗候ても不苦候條、可被得其意者也。

(原書八カ)
未五月二日

横山山城守

本多安房守

奉行衆

八四 下々火災之節出張之儀

御定

一与 姊崎勘右衛門 一与 瀧 五郎右衛門

藤縣源太郎 高山勘兵衛

岡田八郎平 橋爪五兵衛

一、當地下々火事出来に付ては、當番の衆火本に被罷出、火消番之人持衆并御馬廻衆被申談、可有裁許事。

右條々猥無之様に可被申付候。其外被相改可然儀候は、各相談之上を以可有裁許候。かぶきもの以下相背御法度候者被相改候刻、對御奉行衆非分之働於在之は、當座に成敗候ても不苦候條、可被得其意候。仍如件。

未十二月四日

津田源右衛門殿

梶川彌左衛門殿

生駒 監物殿

松平 采女殿

八五 郡奉行百姓支配之儀御定

定

一、御分國中諸百姓、御代官衆・給人衆にたいし申分於有之は、郡奉行衆に可申斷旨被爲定置候之處、理不盡に走り候百姓之儀は、背御法度曲人之事に候條、假如何様之申分雖有之、免合其外用捨在之間敷事。但、他國に相越經年數罷歸候百姓之儀は、有付成衆可申候條、最前ひかへ來候田畠、裁許可仕程郡奉行衆として見計可被相渡候。其上御國役三ヶ年之内可爲御赦免事。

一、自今以後若逃散之百姓於有之は、彼走り百姓之跡田畠之儀は、如御法度十村与として令耕作、年貢・諸役等無滯沙汰可仕候。免相之儀は、其村相給人之内可爲中之並。次に金澤着米之儀は、跡々着米之内半分十村与として可相届。但、本百姓於令還住は、可爲如前々事。

一、走り百姓前年之未進米之事、是又十村与より可致納所。但、年々より爲古未進付ては、十村与にかけ申間敷事。

一、走跡御借米之儀、連判之者として指上可申事。

一、走百姓之跡、御代官・給人衆無構者、其与中にも他与にても、せがれ敷を持候もの、又は田地不持者として、其村如免合年貢・諸役・御國役無滯沙汰可仕旨請人相立、以來之田地主望者於有之は、郡奉行衆より書付をいだし、永代之百姓に可被申付候。然ば右走百姓之在所並宿本之儀聞出次第、如御法度死罪に可被申付候事。

一、諸百姓作毛を取仕廻令逐電、或は極月或至春立歸、年貢一切納所不仕者於有之は、給人より斷次第、郡奉行衆手前にて被逮穿鑿、彼百姓之儀は不及沙汰、走り候刻之宿本とらへ、如御法度死罪に被申付、彼田畠・年貢・諸役等之儀は、十村に可被申付候事。

一、給人より在々下代指越、年貢穿鑿之内、走百姓共之儀十村与より及裁許間敷旨斷雖有之、背御法度走申者之事候間、年行に不能、走跡年貢諸役末々之儀与中に被申付事。

一、諸百姓・同下人等御國之金山に走入於有之は、金山奉